

（一社）日本鍛圧機械工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年12月20日

一般社団法人日本鍛圧機械工業会

1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和6年10月3日～11月15日
- ・ 調査企業：（一社）日本鍛圧機械工業会の会員企業100社
- ・ 回答企業：31社
- ・ 回答率：31%

1. 令和6年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ①「価格決定方法の適正化」については、発注側としては、以前より定期的な価格協議を実施してきており、概ね問題はない。受注側としては、販売先の事情もあり、必ずしも価格転嫁できているとはいえない。（個社の努力には限界がある）
- ②「支払い条件」については、比較的、手形支払いの割合は減ってきているが、受注側としてサイトの短縮が問題であり、下請法の対象範囲の拡大を望む。
- ③「型取引」については、量産終了時の型保管費用について、未払いの実態も散見されることから、協力会社と書面にて取引条件を明確化することを促していく。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法

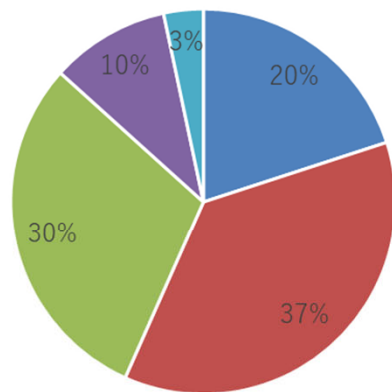
【分析結果・今後の課題】

- ・発注側としては、サプライチェーンの強化の必要性もあり、以前より定期的な価格協議を実施してきており、更には、昨今の報道あるいは行政、団体の指導もあり価格転嫁については概ね実施されてきている。
- ・受注側としては、販売先の事情もあり、必ずしも価格転嫁できているとはいえない。

【設問と回答】

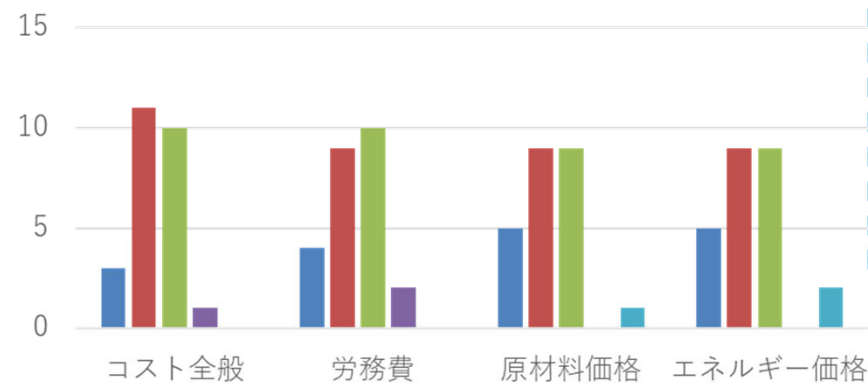
設問. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、協議の実施状況

【発注側】



- 全ての仕入先と協議
- 多くの仕入先と協議
- 一部の仕入先と協議
- あまり協議しなかった
- 全く協議しなかった

【受注側】



- すべて反映
- 概ね反映
- 一部反映
- あまり反映されない
- 反映されない、減額

<応じてくれなかった理由>

- ・販売先の業績が悪化しているため
- ・販売先の取引先も価格転嫁に応じてくれないため
- ・販売先の経営層から対応するよう指示がないため

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

当工業会の会員は機械製造メーカーがほとんどであり、発注側としては部品・原材料を購入し、受注側としては機械そのものをユーザに販売することになる。サプライチェーンの構築のためには、取引先との友好的な関係を保つ為にも、適切な価格決定の場を設けることが優先される一方で、機械の販売となると、競合他社との価格競争が必然的に生じることもあり、必ずしも適正な価格での販売ができるとは限らない。

⇒「下請法」という縛りでは、機械メーカーは板挟みの状態であり、これを是正するためにも、対象取引は全ての売買行為に拡大すべきと考える。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果】

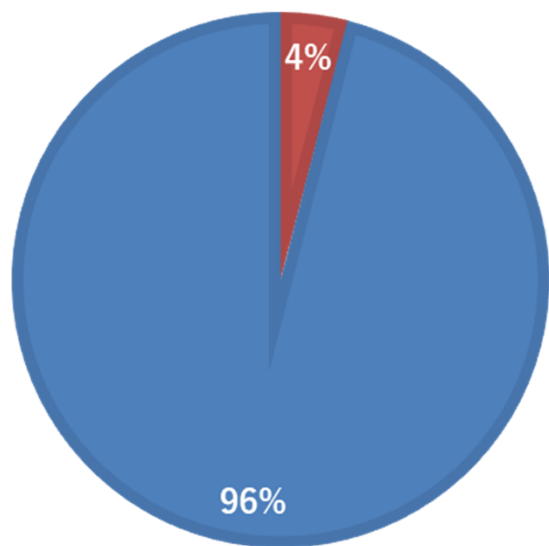
- ・機械メーカーなので、販売先からの原価低減要請はあまりない。発注者側としては個別の商売での価格競争上、協力会社へ都度、原価低減の要請することがある。但し、一元の仕入れ先は少なく、たとえ原価低減の協力ができなくても、継続的な取引は行われている

【設問と回答】

設問. 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わないことを徹底しましたか」 / 「受けたことがありますか」

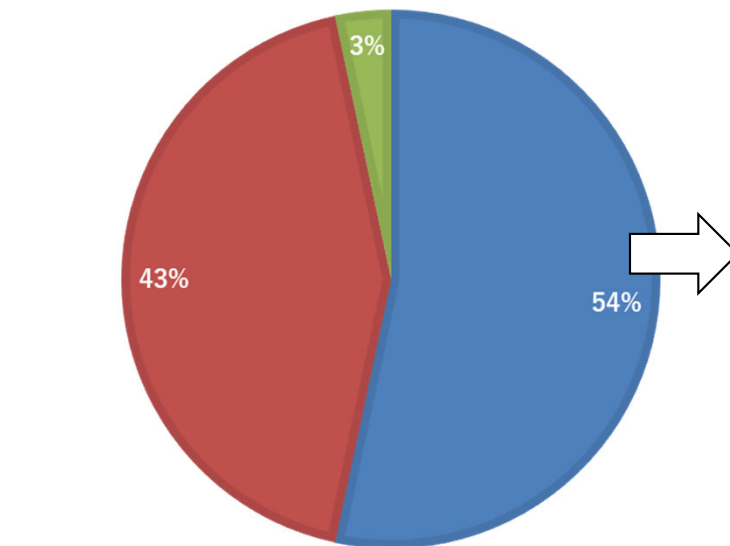
【受注側】

■ 受けたことがある ■ 受けたことはない



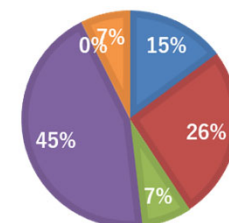
【発注側】

■ 原価低減要請を行った ■ 原価低減要請は行っていない ■ その他



仕入れ先のために実施した行為

■ 業務効率化に関する提案
■ 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した
■ 原価低減要請を行うにあたって書面等により合理的な説明を行った
■ 仕入先（発注先）と十分な協議を行った
■ 何も実施していない
■ その他



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

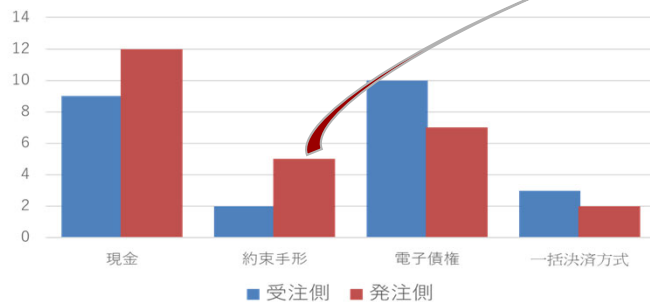
【分析結果】

- ・ 受発注ともに約束手形の割合は少なく、現金か電子債権となってきた。約束手形の廃止についても周知されており、いずれはなくなるものとする。サイトについても比較的120日が多いが、下請法の運用基準変更に伴い、60日以内への変更が予定されている。

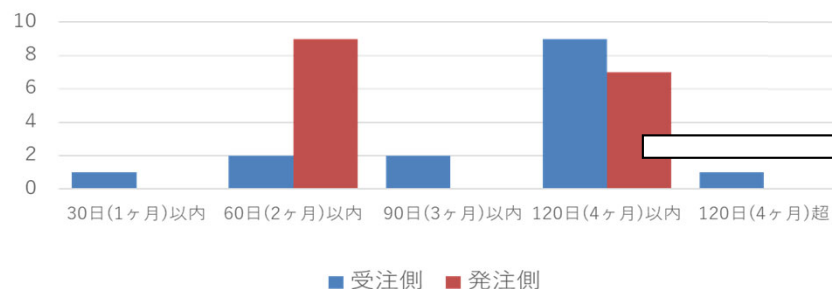
【設問と回答】

設問. 取引の支払い条件の実態

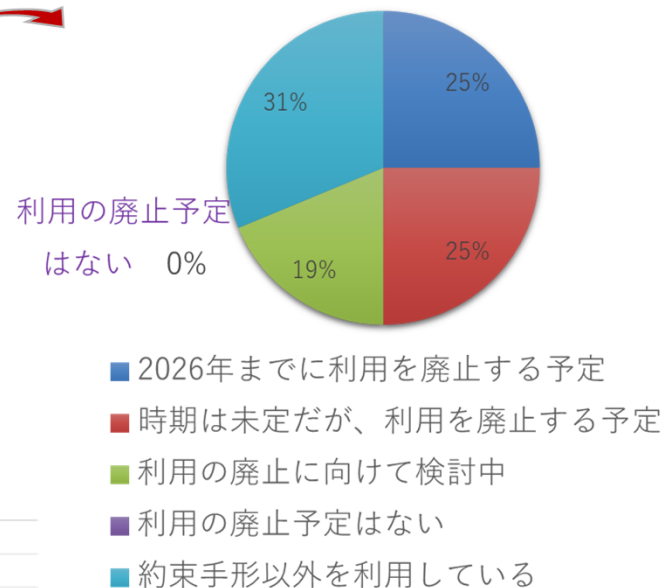
【取引代金の受け取り方法】



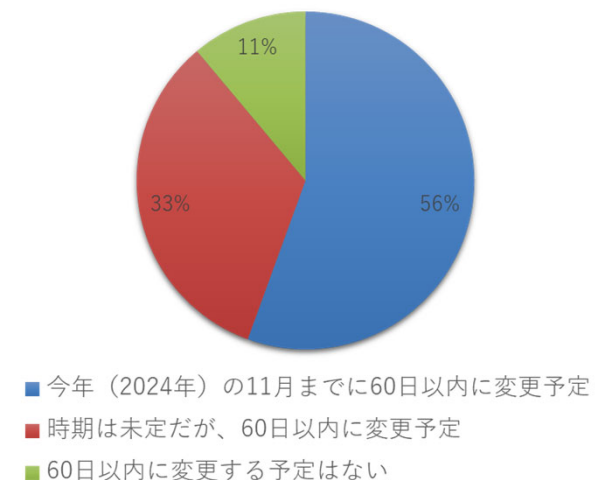
【サイトの期間】



【約束手形の利用廃止の予定】



【60日以内に変更する予定】



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【今後のアクション】

- ・ 支払い条件は個社の資金繰りに関わる問題でもあり、工業会として取り組める策としては限定的なものとならざるを得ないを考える。また、支払いを受ける側としても、販売先からの支払い条件の改善とあわせた両輪の動きが必要となる。大企業は言うまでもなく、中小企業といえども支払条件のサイト短縮を公的な施策の下で推進していく必要があると考える。
⇒それによって、発注側としてのサイト短縮も促進されるものと考えます。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④型取引

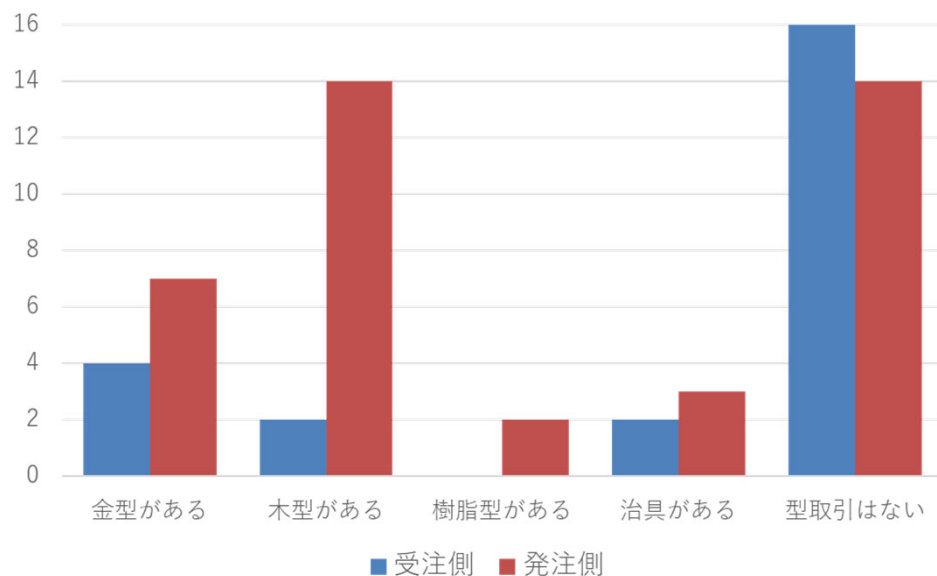
【分析結果】

- 当工業会では受注側としての型取引は少なく、機械部品の発注側としての型取引がある。概ね型管理の適正化への改善は行われてきているが、量産終了時の保管費用の未払いや廃棄費用の未払い等がみられる。

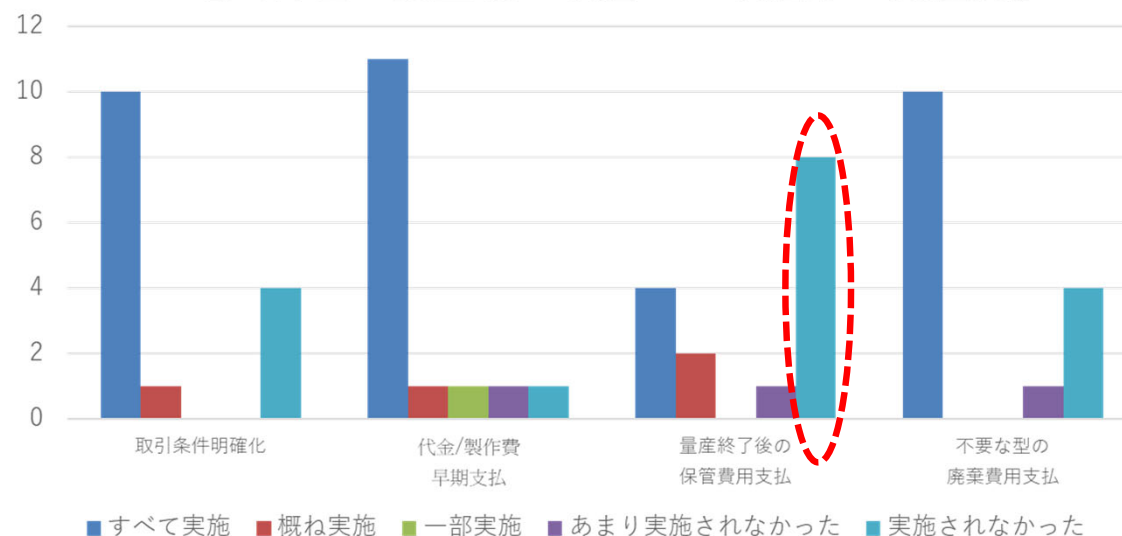
【設問と回答】

設問. 型取引の実態について。

【取引における型取引の状況】



【型管理の適正化・改善への取組み：発注側】



2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取組④型取引

【今後のアクション】

- ・ 今回のアンケートの結果を工業会HPへ公開し、量産終了時の型保管費用については、協力会社と書面にて取引条件を明確化することを言及したい。

2. 令和6年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組⑤知財取引、⑥働き方改革

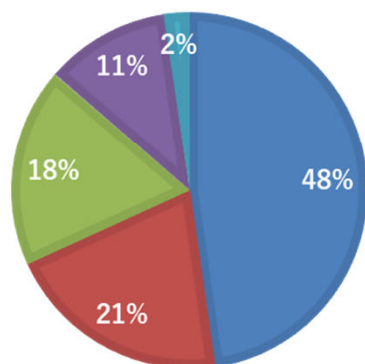
【分析結果】

- ・ 知財取引については受注側・発注側として、概ね何らかの対策及び対応をとっており、特筆すべき事象はないものとする。
- ・ 働き方改革についても、概ね、配慮されているとの結果であり、突発対応のコストについても起因側での負担がとられている。

【設問と回答】

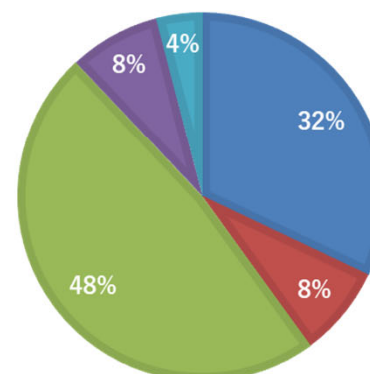
設問. 知財取引の保護のための具体的な対策。

【受注側】



- 特許等の出願・登録
- ノウハウの営業秘密としての管理
- 取引先企業から手交された契約書案の内容確認
- 公平な契約を結ぶための交渉
- 特に対策はしていない

【発注側】



- 双務的な秘密保持契約を締結している
- 契約の締結に当たって、仕入先（発注先）と明示的に内容の協議を行っている
- 秘密保持契約を締結する前は、仕入先（発注先）が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない
- 知的財産に対しては適切に対価を支払っている
- 工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、その目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめている
- 仕入先（発注先）と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定している

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 今回の自主行動計画フォローアップアンケートの結果を工業会のH Pに掲載し、アンケート回答会員以外にも、是正すべき点を含めて実態を周知し、業界全体で自主行動計画の促進を図る。
⇒ H P 掲載（2025年1月）